

# 会議

午前 10 時 0 分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 日程により、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第1号 あずさ山の家指定管理者の指定について、議第2号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず建設経済常任委員長 鈴木 敬君の報告を求めます。

5番。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

○建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 建設経済常任委員会審査報告をいたします。

審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します

記。

### 1. 議案の名称

1) 議第1号 あずさ山の家指定管理者の指定について

### 2. 審査の経過

2月10日、中会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より渡辺助役、金崎農林水産課長、平山総務課長補佐の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行なった。あわせて、関係議案に係わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

### 3. 決定及びその理由

1) 議第1号 あずさ山の家指定管理者の指定について。決定、原案可決。理由、やむを

得ないものと認めた。

以上です。

ここで質疑の前に、委員会の審議について若干の補足説明をさせていただきます。

まず、本会議で問題となった点について、主なものについて、委員会審査の内容を補足説明いたします。

1番目として、振興公社の指定管理者申請手続において、若干の不備があったのではないかという質問に対してですが、議員より、公社の申請手続上の問題として理事会の議決を経ないで申請したことは問題があるのではないかという質問がありました。当委員会としては、事務局長よりこの点について見解を聞いたところ、お手元に配付しました資料4のとおりの説明を受けました。当委員会としては、この申請書が有効であるのかどうかという点については、内部の問題があるといえども、公社として申請された以上、効力があると判断しました。

2番目として、定款について。これもお手元に配付しました資料の中に、定款の中に、第46番目として、地方自治法244の2、指定管理者としての公の施設の管理業務として記載されている、というふうな当局の説明を了承いたしました。

3番目として、農村体験宿泊施設条例の趣旨目的と自主事業計画の内容の整合性について。市当局の説明によると、疑問の点は十分ヒアリングをし、申請者の説明を聞き、また、県にも問い合わせをし、問題がないという返答をいただいた、ということあります。委員会としては、条例の範囲内であるとの判断を得ました。

4番目として、選定の経緯と結果について。審査結果について、また、採点結果については、さまざまな疑問が出されました。採点上の点数配分は市が独自に作成したものである、とのことでした。8項目の審査項目に基づき採点されており、おおむね妥当であるとの判断を得ました。

このような、審査内容を踏まえて、なおかつ、当委員会としては、委員の総意として、委員会としての要望を、市当局に表明すべきであるというふうな考え方から、以下のような建設経済委員会からの要望を表明いたします。

一つ、公の施設の改築等新規の投資について。指定管理者募集要項によれば、自主事業において、指定管理者は建物の改築または修繕、構築物の新設または修繕、機械装置の新設または修繕に当たっては、原則としてあらかじめ市と協議し承認を受けなければならない、と規定されている。加えて、基本仮協定書の第11条（11）においても、施設の現状変更をする

場合は、市と協議し承認を受ける、ということになっている。さらに手続条例第12条原状回復義務において、指定期間が終了したとき、もしくは、管理業務の停止を命じられたとき、指定管理者は、施設を原状に復さなければならない、と規定されている。とりわけ自主事業における新規投資に当たっては、権利関係に問題が生じないように、十分配慮するよう願望する。

二つ、地域との協力連携について。選定委員会の講評によれば、次のように記載されている。事業規模の拡大に伴うリスクの増大が懸念され、提案事項の実現性に若干の疑問が求められること、また、自主事業展開に伴う地域との協調が図れるかが、現時点では不確定要素である。当委員会は地域との協力連携ということが山の家施設の有効活用上最も重要な課題であり、したがって、今後市当局は指定管理者と地域住民とのかけ橋、パイプ役となり、積極的にその役割を果たすべきであると考える。この点市当局に強く要請する。

三つ、選定委員会のメンバー構成について。設置要綱によると、委員長は助役、副委員長には総務課長が当たり、以下総数7名となっている。その業務内容を見ると、指定管理者の選定に関することだけでなく、選定後も、事業報告書に関すること等、継続してチェック機能を果たすことも期待されている。かかる選定委員会の役割を勘案するとき、その責務は重大である。下田市の場合すべて職員で構成されているが、県や他市を見ると、第三者的民間人や、学識経験者などが登用されている例が多数見られる。下田市もそのような方向で、選定委員会のメンバー構成を再度検討すべきである。

四つ、今回指定管理者公募の実施により民間企業が指定管理者に指定された場合、現在山の家に働く10名の職員（正規職員1名、臨時職員2名、パート7名）について、今後の処遇について、特段の配慮を要請する。

以上であります。

○議長（森 温繁君）　ただいまの建設経済常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

4番。

○4番（土屋雄二君）　質問させていただきます。今朝配られた資料3別記4の書類の中に、構築物新設等というので、今、委員長からの報告がありましたが、昨日、私、現場を見に行ってまいりました。これによりますと、基本的に構築物では新設は考えられないが、必要に応じて市と指定管理者で協議するというようになっております。実施区分が、下田市だけになっておりますが、9日の本会議で小林議員から、1,000万円くらいの投資があった場合はどうなるのだということを考えますと、あそこの土地に売店や倉庫や車庫とか物置とか、何

か建築される可能性が十分考えられます。ご存じのとおり、稲梓地区は建築確認も必要ないわけで、指定管理者が資金を出して、建物を建築した場合は、当然、指定管理者の所有権でありますので、これが、登記をされたりした場合、とても重要な問題が後々起こってくる可能性が多いと思うわけです。その点について、登記をするということは、第三者の対抗要件を要すると、非常に難しい問題で、下田市でも城山公園の下の問題等、いまだに解決ができない問題を抱えておるわけですが、こういうことをかんがみて、条例等で、明確に決めるべきだと思いますが、委員会での協議についてお伺いをいたします。

もう 1 つ、9 日の臨時議会の助役の発言に、利益が出た場合は、どうするのだということで、基金をつくって収める等の発言がありました。10 日の日の委員会へ、傍聴させていただきまして、委員会で出た話の中に、収益を上げた場合、今回は、指定管理料が 0 なので、指定管理者にすべて収入となるというような話でしたが、委員会の結果をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

[建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇]

○建設経済常任委員長（鈴木 敬君） まず 1 点目ですが、新規投資についてですが、そのような懸念は委員会においても審査においてもありました。その新規投資分についての権利関係については、市当局によれば、事前に新規投資に関しては、市と自主事業者と十分に協議し、市が認めた場合にそれができるというふうなことで、その協議の過程において十分、権利関係においても審議するというふうなことです。また、公の施設において、かかる権利関係が生じることはないだろうというふうな当局の説明がありました。そういうふうなことで、十分に事前に協議し、その上で、市当局として認められるものは認める、認められないものは認めないというふうな過程をしっかりと踏むというふうなことであると思います。委員会としても、そこら辺の権利関係における懸念を、要望という形で、市当局に表明しました。条例改正のところまでは、委員会としては話はいってません。

次に、利益が出たときの話ですが、委員の方からは、例えば、特別に自主事業において、経費において、特別な経費の増大が出たとき等々、どういうふうにするのかというふうな質問も出ました。当局の方からは今回の選定において、申請者は管理料を 0 とするというふうなところから、市が管理委託料を払う場合と違つて、そういう前提に立つて、特別の経費に関しても新たに徴収することはないというふうなことがありました。利益についてはどうするかということに関しては、私の記憶では、そういうことが委員会で審議されたというふうには記憶しておりません。利益を直接どういうふうに配分するのかというふうなことに関しては

ては、一応自主事業者が、協定の範囲内で自主事業を行い、その収益に関しては基本的には、自主事業者、指定管理者がその収益を自分のものとするというふうな解釈だと思います。

○議長（森 温繁君） ほかにございますか。

10番。

○10番（小林弘次君） 委員長報告の中にですね、公社の申請手続きについて審査をしたというご報告がございました。申請手続を理事会の承認を得ないまま申請したのは、公社内部としての事務手続上では大変問題があるけれども、これは公社の内部問題だということで、一応の決着をつけたということになるわけですが、いずれ、内部問題だということになれば、公社の事務責任その他が生ずるかどうか、これが1点目でございます。

2点目はですね、公社関連の職員については、基本的には、市当局は、新たにあづさ山の家の施設の管理をされる指定管理者が、そういう人たちを引き継ぐようにということをお願いしたということのようですが、市並びに公社との間での、公社で山の家に働く人たちの今後の処遇については市当局はどのようにお考えになっているのか、どういう審査されたか2点目にお伺いいたします。

3点目にですね、私は、あづさ山の家の指定管理者制度を導入することによって、公の施設と私の施設とが併存するような事態が生ずることがあるのかどうなのか。公の施設と私の施設とが併存するような状態があるのかどうなのか、この3点についてお伺いいたします。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

○建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 公社の申請手続上の不備についてということですが、公社の事務局長から説明を受けました。その時の渡された資料は、お手元の方に配付されていると思いますが、一応、指定管理者制度についての説明というのか、それをどうするのかというふうなこと、申請するのかしないのかを含めて、そういうふうなことは3度にわたり理事会でしっかりと協議していると。ただ、申請書の内容に関してまで十分に理事会としてなされたのかどうかに関しては、これら辺に十分な説明は、はっきり言ってありませんでした。その部分に関しては、公社の問題であるのかなというふうな考え方を持っております。

職員の処遇についてですが、委員会としての要望にもあるとおり、十分に配慮お願いし、また市も、十分に職員の処遇については配慮するというふうなお答えです。

公の施設と私の部分、要するに新規投資部分はどうなるのかということですが、一応可能性として、指定管理者が新たに自主事業やるときに、新たな新規投資を、指定管理者の資金において、費用において投資するというふうなことも十分事前に協議した場合、それも可能

であると、その場合の権利関係においては、市の説明においては、あくまでも権利関係は市の資産であると、その契約終了時、あるいは、その業務停止命令等々で指定管理者との契約が終わったときには、原則、その施設は、原状回復であるというふうなお答えです。そういうふうな説明を受けて了承しました。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 指定管理者制度の導入によって、公の施設としてのあずさ山の家の改修や修理ということについては、指定管理者と十分に協議をして、進めるというのは、これは当然だと思います。しかしこれが、指定管理者が考えているさまざまな自主事業を行うに当たって、指定管理者がみずから資金において公の土地に施設を設置するということについて、それは、一種の自主事業であって、自主事業というのは新たな自分の自主的な事業になる、これはやはり、それに伴う施設の設置ということについては、極めて、重要な問題を含んでいると思います。土屋議員も指摘されました、権利関係において、今後に重大な問題点を残すのではないかと。地方自治法上でいければ、公の施設に関する私の権利に伴うようなものについては、無償譲渡ではなくて、原則貸付以外にはこの可能性というのではないわけです。大筋無償で貸し付けられるということについては、これは委員長御承知のとおり、何らかの、例えば福祉法人等々ですね、そういうものに限定されるのではないか。私は、あいまいになってはこの際まずいと思いますから、審議の中で、公の施設内に私の施設が併存するのかどうなのか、そういうことが容認できるのかどうなのか、それをきちんと委員会としては審査したようですが、まず質問の第1点は、先ほどから申し上げているのは、あずさ山の家の指定管理者制度を導入することによって、公の権利でない私的な権利による施設、例えば建物とか、あるいはその他の構築物が併存するのかどうか、一緒にできるのかどうなのか、こうした場合の権利関係というのはどうなるのか、そして最後に、こうした場合に、今後の公の施設の管理に当たっての障害にならないのかどうなのか。また、先ほどの委員長のお話によると、私は、あずさ山の家の施設そのものの改修であるとか修繕であるとか、これは、当然この指定管理者と市が協議してですね、進めていくということは、当然であろうと思います。しかしそれをさらに、先ほどからお話を出ておりますように、施設内に市の権利ではない、民間団体の施設が併存するというふうなことが、やはりこれは問題ではないのかなというふうに思うわけでございますから、この点は質問しているわけですが、先ほどの委員長のお話の中に、指定管理者の自主事業に伴って、あずさ山の家施設内に、指定管理者による施設設置についてはその施設の帰属は市に所属するという意味のお話がござ

ざいましたが、その点は間違いないのかどうなのか。さらに、もう一方では、それに矛盾する話として、公の施設の指定管理を解除した場合に、あるいは指定管理が満了した場合については、その施設は撤去されるという、こういうちょっと矛盾するようなお話をございましたが、その点についてですね、現実論としまして、あざさ山の家について、私の施設が出来た場合に、あなたの契約を解除しますよという、そうした場合に、その施設の帰属をめぐる、あるいは、処分をめぐって、問題が起きることは必然ではないかと思いますが、そういうことはない保証というのはどういうところにあるのか、この点をお伺いいたします。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

○建設経済常任委員長（鈴木 敬君）　自主事業をする場合当然、その施設の改修あるいは施設の変更まで進むということは当然考えられることであります。今回の選定に当たっての申請者の申請内容においてさまざまな自主事業が計画されておりますが、当局の説明によると、今回に関しては、大がかりな施設の改修、新設等々はないというふうなことがあります。可能性として今後その自主事業者が自主事業展開するにおいて建物なり、構築物の新設なり改修等々が考えられますけども、それは、市と指定管理者とで十分に協議して、市が認めるものに関しては、それはできますよというふうなことです。その場合の費用分担に関しても、原則は市がするものであるけれども、指定管理者の費用分担でも可能であるというふうなことです。その場合の権利関係がどうなるかということの、公の施設の中に私の権利が併存するのかどうなのかというふうな突き詰めたところまでの議論は委員会においては、なされませんでした。ただ、追加資料としていただいた、仮協定書の中では、そういう施設に関しての、指定管理者は管理する施設を他に譲渡したり、あるいは、担保設定権をしてはいけないというふなこともありますし、基本的には公の施設は、指定管理者が投資したとしても権利関係は市の方にあるというふうな認識にあります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） この点は、極めて大事な点ですから、ちょっとくどいようですが、明確にさせていただきたいと思います。そうしますと、当分の間は、先ほどから私が言っているように、指定管理者があざさ山の家の施設の管理を進めるに当たって、どうしても都合の悪いとこや、あるいは、ここはこうして改修しなければならないという、こういうことは当然出てくると思います。

要するに既存の施設を管理するに当たって必要な改修や修繕というのは当然出てくる。こ

れについては指定管理者と市が協議して当然この部分については指定管理者が指定管理の範囲内でやってくださいと、この分については改修的な仕事ですから市の方で行うという。こういう話が行われるのは当然であるわけです。これはどの施設でもそういう指定管理をする場合には当然出てくる。ただし、その施設内に指定管理者が施設に維持管理だけでは、やはり指定管理料をゼロにする。ゼロであるから、それだけではやっていけないからその中で一つの、言葉で言えば事業展開をしたいと。その事業展開に伴う施設を設置するということがあるとするならば、やはりそれはその権利関係というのは将来において問題になるということはたびたび申し上げたとおりです。そこで、この3年間の指定管理者との契約の間でそういう事態が生じた場合にどういうふうになるのかいうことが大事なことだと思うのです。委員長の話によりますと、当分はそういうものはない。将来的には指定管理者の資金によるそういう施設の新設等は生まれるかもしれない。そのときには市当局と指定管理者が十分話し合って決めればいいと。これはやはり、出発点においてきっちりさせていかなければならないということと、公の施設内における私的な施設の設置というものについての原則ということからすると、やはりそれは無償貸し付け等に当たるのではないかと。もう一つは先ほど委員長の答弁にあったとおりその権利関係については協議をすると、そうしますと構築物等については当然土屋議員が指摘されたように、第三者に対する対抗手段としての登記は当然ですので、建物であれば保存登記ができるという。そうするとこれは完全に一つの第三者の権利であり、第三者に対する対抗権である。登記をしなくとも、どういう場所であって私的な構築物なり何なりに対する権利というものは当然日本の国の法律において認められているわけです。そうしますと、やはりそういう点ではいろいろな問題が出てくるというわけです。そこでやはりこの際きっちりお伺いしたいのはあいまいな形を残さないでおく必要があると。そこでお伺いしたいと思いますが、私たち議会は当局の話を聞いたというだけで済むことではないと思うのです。当局の説明を聞いてそれがどうであるかという結論を出さなければいけない。そこで、私がたびたびあれしているように今回の指定管理者制度の導入によって、指定管理者の自主事業の展開に伴う新たな構築物がつくられ併存されるという可能性があるとするならば、そのことについての明確な権利関係等をしていかなければならないと思います。私は要するに公の施設内におけるこの指定管理の原則からいって、新たな施設の設置等についてはどんなに苦しくても協議を進めていくということであるならば公費をもって行うべきであると、私の私費をもっていってはいかんと。どんなに苦しくてもあずさ山の上のこの施設の新たな発展、新たな振興を図るために必要な施設ということであるならば、これは指定

管理者の権利になるような形での施設管理はすべきではないと。そういう観点が必要だと思うのですが。そういう点でどうもこの協定その他あいまいさが残りますが、お伺いしますが、この協定上からいくと指定管理者がそういうものを協議してつくると、そしてそれについては所有は指定管理者に帰属するという、こういうことになるのかどうなのか、最後に1点お伺いします。

○建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 指定管理者が新たに施設において新規の投資をすることは、市と十分に協議し市がその内容について認める場合においては可能であるといふふうなことです。その協議の過程において小林議員のおっしゃられるような懸念、あるいは意見も十分に取り入れて市は対処していくものと思われます。手続き条例にもありますように、契約が終了したときあるいは業務停止命令等々で契約が終わったときには施設は原状回復するのだと、指定管理者が施設内で行った様々な新投資に関しては原状回復するのだというふうなことも記されておりますので、その点のところを十分に勘案して、市に十分にそこら辺のところ配慮して実施していただきたいといふふうなことです。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） ほかにございますか。1番。

○1番（沢登英信君） このあずさ山の家の管理指定の多くの方々が、まず第一に疑問に思うことは指定管理料がなぜ0円なのか。ここが一番の多くの人の関心事であり疑問をもつところであろうと思います。そういうわけで約1,000万からかかるという消防や水道や電気代等々の管理費もあるにもかかわらず、0円指定をした業者の意図、それを審議しました委員の皆さんのお見解をまずどういう審議をされたのかお尋ねをしたいと思います。

それから、そういう意味では山の家本来の業務によって幾らの収入を得るのか、また何人の方がこの山の家を利用することになるのか、本来業務についての議論が何ら報告がされていない。どういう手立てをとって山の家の利用者の増をこの指定管理者は図ろうとしているのか、一番根本のところが解説されていないように思いますが、どのように審議されて何人が泊まり、幾らの歳入があると見込んでいるのか明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

3点目にこの栄協メンテナンスさんへの講評というのが選定委員の皆さんのが書かれていると思いますが、その下段近くに、ただし、事業規模の拡大に伴うリスクの増大が懸念され、提案事項の実現性に若干の疑問が認められること、また自主事業展開に伴う地域との協調が図れるかが現時点では不確定要素であると。一番肝心のところを疑問だといつていながら、

そこに指定管理をしようとしている。まさに認定そのものの矛盾がここにあらわれていると思いますが、リスク管理の増大とは具体的に何を指しているのか。そしてまたその実現性に若干の問題があると言われているわけですが、それを具体的にどういうことであったのか。どういう議論を委員会としてされたのかお尋ねをしたいと思います。そしてその点につきまして具体的に指定管理をされますと、この資料の14ページ、18年度の5月にはオートキャンプ場をやるのだと、あるいは食堂をやるのだと、6月には金魚すくいとか、もう既に4月に指定管理をされますと間もなく事業展開をするという事業がここに記載されていると思います。そしてその中では飲料水加工販売の事業を8月から展開をすると。井戸を掘るのだとこのようにも説明で言っていたかと思うわけでございますが、あざさ山の家の敷地内にこの井戸を掘ろうということであるのか、そしてそれが投資ということになりますと助役の答弁ですとそれらは協議が調べば、すべて下田市に寄附がされると、こういう答弁をしていると思います。したがって、事業者がすべて投資をしましてもその投資した事業は、あるいは建築や増築等はすべて下田市にできた時点で寄附がされると理解される。原状回復も何もないと思うわけです。協議が調ったもののみやってそれらはすべて寄附をするという答弁をしているわけですから。しかし井戸を掘りますと水の井戸の使用権といいますかそれらのものを含めてどうなるのかなというような疑問が当然出てこようかと思います。それらの点でどのようにそこが審議され、助役の答弁に偽りがあったのかどうなのか、委員長の報告によりますとそれは返す時点で原状回復してもらうというような答弁がありました。それはやはりその時点で寄附をしていただくということとは内容が全然違ってきて、公の施設と指定管理者が投資した施設との権利上の矛盾が当然出てくると、こういうことになると思うわけですが、そこら辺はどのように審議がされたのか。

5点目としましてこの栄協メンテナンスの役員の中には、ご案内のように市と大変な争いをして裁判までしようかとした人が名前をきっちり役員としてそこに連ねられていると思います。駅前のタクシーの占用料につきましては納付書を書き換えて納付をしたというような事件さえ起こされていようかと思うわけでございます。事業を行うこの要件を持つのかどうなのか、そこら辺の審議をどのようにされたのかお尋ねをしたいと思います。以上です。

○建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 指定管理料0円に関しましては、実際に0円ができるのかどうなのか本会議においてもまた委員会においても質疑はなされました。基本的に委員会のその収支等々に関しましてすべてにわたってそうなのですが、市議会の基本的な審議における方向性として現地視察したときに、このままではあざさ山の家が十分に活用されてい

かないのでないか、十分に活用されるためにはなにがしかの新しい力が必要なのではないかというふうな意見が、委員会の席上においてなされたわけではありませんが、そういうふうな意見があつて、生まれまして、そういうふうな方向性でとにかく指定管理者が十分に自主事業を行いながら収益をある程度上げ、市の管理委託料を0円にするということでやっていただけるのならば、それはやらしてみることも大事なのかなという意見が大勢を占めまして、そういうふうなことから指定管理料0円に関しましても、細かい一つ一つの事業における収益等々ではなくして、大ざっぱな数字はお手元に配付された資料にも載っておりますけれども、そういうふうなことで、それができるかできないかではなくて、そういうふうにやっていただきたいというふうなことで了承しました。地域との協力関係においても委員会の要望にも出されました、それが一番あざさ山の家の使用目的として一番根幹にあることでありますので、十分に指定決定後も指定管理者においてはそういうふうなことを踏まえながら事業展開していただきたいというふうな要望を出しております。

井戸のことに関する説明は、これは直接的な飲料水販売と結びつくという説明は受けておりません。井戸を掘りたいということが、そこで来た施設を利用する人たちに本当の山の水のおいしさを味わわせるというふうな、そのくらいのこととして、あの井戸を掘って井戸水を使って飲料水販売するという説明は聞いておりません。指定管理者の要件に関してですが、これに関する説明は委員会において審議されておりません。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） 確認させていただきますけれど、そうしますと、この14ページの地場物産推進コースの飲料水加工販売事業というのはやらないのだと、ただ山水を泊まった人に自然の水を飲んでいただくのだと、そういう事業だということですか。それが1点です。

それから先ほど言われました答弁がなかったかと思うのですが、すべて投資したものは市の方に寄附がされると、このように助役は答弁したかと思うのですが、鈴木委員長の方は原状回復すると開始三年後にですね、そのような答弁をされておりますがそこの整合性が全くないわけでございますけれど、それはどのように理解をしたらいいのか、再度ご答弁をいただきたいと思います。

それから視察に行かれた時に、鈴木委員長もご覧になったかと思いますが、あの敷地の中には炭焼きの小屋とあるいは大きな売店にしたような新しきものがありますし、竹炭を焼く施設等々が設置されていたかと思います。そしてまた宿泊施設以外のところには資料館といいますか、農具資料館等々の施設があったかと思いますが、これらの施設はどのようにされ

るのか、指定管理されたときですね。撤去を一部するとかというような形の話も出ていたかと思いますが、どのような形で指定管理がされるのかというような内容につきましてはここにきっちりそれらのことが記載がされていない。現状をそのまま引き継いで事業をするのか、既にもうそれらのものを取っ払って新たな事業展開をするのかということがすぐ差し迫った問題になってこようかと思います。そうしますとそれに伴いまして公の施設と、新たな指定を受けた業者との施設の問題というのは直ちに起きてくるということになると思います。さらにこの中で淡水魚の蓄養販売をするのだと、水車小屋のところにすぐそういう施設をつくるのだと、このような議論もされていたかと思うわけでございますが、これらの形態がどのようになるのかどう審議されたのか併せてお尋ねをいたします。

○建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 基本的に自主事業を行うに当たって現在の施設を大幅に施設変更するというふうな申し出は現時点においてはないというふうな説明を受けております。加工販売につきましては、これは施設内においてそのような摘み草だとか加工販売につながったと思いませんけども、それは施設内で加工するのではなくして、外部で加工されたものを販売するというふうな形での事業展開だというふうに聞いております。例えば、井戸を掘った時の権利関係に関して原状回復だともし契約が終了するときに、それが原則としてその施設変更した場合には原状回復だというふうなことです。ただその施設について引き継ぎがなされるのかどうなのか、そういう可能性もあるというふうなことは委員会において出されました。ただそれはあくまでも、市と協議の中で実際に施設変更するときの協議の中でそういうことも含めて協議されるものだと思います。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。これをもって建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に総務常任委員長。土屋勝利君の報告を求めます。9番。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） それでは総務常任委員会審査報告書。本委員会に付託された議案審査の結果を次のとおり議決すべきとの決定をしたので報告します。

1. 議案の名称

1) 議第2号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

2. 審査の経過

2月10日第1委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より渡辺助役、平山総務課長補佐の出席を求め、それぞれ説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

### 3. 決定及び理由

#### 1) 議第2号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

[決定]、原案可決。

[理由]、やむを得ないものと認めた。

以上であります。

○議長（森 温繁君） ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑を許します。14番。

○14番（増田榮策君） 説明を聞いていましてちょっと疑問に感じましたので質問させていただきます。今回の機構改革というのは資料によりますと、ざっと12課から13課に、2室から1室に、42係から38係、3担当から4担当。こういうふうな機構改革になっておりますけれど、真新しい機構改革の目玉というのが滯納対策係ですか、あとは私は名前を変えただけの移動だと思うのです。はっきり言いまして名前を変えて机を変えただけの移動だと思うのですが、この移動に伴うと今、府内ではLANと言いまして、コンピューターのネットワークをしていますね、そのネットワークを改正に伴うネットワークのコンピューターの移動、配線、そしてまたこの移動に伴う印刷物の新たなものが出てきますけれども、この移動に伴う経費というのは大体どれくらいかかりますか。

○総務常任委員長（土屋勝利君） お答えいたします。一応この移動にかかる費用は大体400万円ぐらいを想定していると。その中で特に金額的に大きくみますと防災関係の移動が190万円ぐらい、そして財務関係のシステム関係100万。そしてあと室内の雑費そういうものと看板そういうもので25万ぐらいということで大体400万を見込んでいるという説明でございました。

○議長（森 温繁君） はい、14番。

○14番（増田榮策君） そうしますと、私は本当に疑問に思っているのは今、財政の危機的な状況の中でこの400万円という財政出動は、機構改革しなければこれは最低限のものだけで済むのではないでしょうか、400万円も使わなくても。例えば、この防災関係に190万、システムに100万。システムに100万なんて今使えるような状態なのでしょうか、本当に。その点、委員会はどのような審議をされたのでしょうか。

○総務常任委員長（土屋勝利君） 今財政の厳しい中での400万の出費ということで大変無駄ではないかというようなことでございましたが、まず今まで企画課とかそういう総務そういうものの課がそれぞればらばらであって、そしてまたいろいろな面で情報が不備であって、

なかなか一括した統一ができないということで、できることなら今回課を一つに企画総務あたりを十分にまとめた中で、今後の情報とかまた市民への対応そういうものもきちんといふことが大事ではないかということと、それと行政の改革の部門の中で意思の統一を行っていくというようなことで今回のこの改革をするというような説明がございました。

○議長（森 温繁君） 14番。

○14番（増田榮策君） どうも説明の内容がよくわからないのですが、私は創意工夫の中で経費を1円でも10円でも少なくするのが、今行政に求められている課題ではないかと思うのです。

[「そのとおり」と呼ぶ者あり]

○14番（増田榮策君） そういった中で400万円かけることが私は妥当か妥当でないかということは大変重要だと思うのです、今の下田にとって。職員の給料を10%カットしろ、ほかのものを10%カットするとか、補助金を50%削減するとかゼロ査定とかいろいろの今あれがとんでもますけど、職員自ら創意工夫をして極力この経費を少なくしてやるのが私は機構改革の最も重要な点ではないかと思うのです。その点、今の委員長のお言葉を聞きますと、どうもその点が不明確な点があるのではないかと、どうも煮詰まっていない点があるのではないかと私は感じるわけでございますが、例えばこの防災190万円、システムの100万円というのは、名前を変えただけで、陣容を変えただけで、この400万円に匹敵するほどの本当に機構改革に財政的な削減に結びつくことがあるのでしょうか。その点のところを明確にお答え願いたいのですが。

○総務常任委員長（土屋勝利君） 一応当局の方の説明だとそういうことで、また委員からも大変いろいろな経費がかかるではないかということで質問がありました、特に今回の機構改革を市職員の異動と同時にその職員の専門家の技術的に専門の分野の職員を指導していくと。そしてまた職員の交代制で今の厳しい中でリサイクルに対する職員の稼働したらどうだという意見も出ましたが、最終的には今の状況では職員はとても足りないという状況であるので難しいということですが、まずこれについてはどうしても今回この機構をやって職員の意思統一というものをしてこれから財政を十分に立て直させるように頑張っていきたいというような意見がございました。そういうことでございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。13番。

○13番（大黒孝行君） 大変慎重な審議をなされて、私個人的に行政改革の基本は機構改革だというとらえ方をしたしております。その点から見ますと、これが果たして抜本的な機構

改革の一歩であるかという、大変疑問を感じております。

そしてその中で、そういう理念的なことで、同委員会で議論をなされて、方向性がどういう方向性で当市当局は機構改革、及び行政改革の対処にかかわってまいられるか、そういう議論が委員会でなされておれば、ご報告なりいただきたいと思います。

また、このことに関しましてですね、この機構改革に対しまして、課の分掌も含め、人員の配置が、私は増える方向にいくのではないかという懸念いたしましたが、その辺の検討、話し合いはどうなされたか、お聞かせをいただきます。

[総務常任委員長 土屋勝利君登壇]

○総務常任委員長（土屋勝利君） 先ほども申しましたように、この機構改革において、方向性といふことですが、今の財政が大変厳しいという中で、特に、滞納課、そういうものをつくった中で、滞納面をまず改善していくという格好で、方向性というものを見出しております。

そして、また、建設と今まで農林関係が今回、管理面ということですか、合同して一括でやっていくというように、職員の無駄のない管理をしていくというようなことでございます。

そして、あと、今の健康福祉、そして健康増進課、この辺も今までばらばらであったものを統一した中で、今後の無駄をなくしていくというような方向性をもっていくということでございます。

職員の配置については、私どもの中では検討されません。ただ、大枠だけであったということでございます。

○議長（森 温繁君） 13番議員に、ちょっとお願い申し上げます。ここで、10分間休憩したいと思いますけれども、よろしいですか。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 4分休憩

---

午前11時14分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に続き質疑を続けます。

[総務常任委員長 土屋勝利君登壇]

○総務常任委員長（土屋勝利君） では、先ほどの、この改革によっての、改正によっての方向性ということでございますが、特に、財政面、財政部門とか企画が今まで、どうも弱かつ

たというような、弱いというか、企画あたりが、あまりはつきりしないというような中で、そこで、人員に変わりはありませんが、企画財政、行革の核を一つのフロアにして、これから住民のわかりやすい対応策をとっていくというようなことでございます。そういう方向性をもっているということでございます。

それと、先ほど人員につきましては、委員会においては検討されませんでしたので。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（大黒孝行君） 私の個人的な意見から申しますと、改革後ですね、行政のやっぱり理念のない、形の見えない、そういうものは、私個人的な感覚から言いますと、これは行き当たりばったりという感じがいたしますもので、その辺の理念的なことが、効率の重視、このことによって組織の効率化を図るというお話であったかと思いますが、その辺の議論がしつかりなされて、委員会でどういう話がなされたか、もし、よかつたらお話を聞かせていただきたい。

[「ちょっと要点を」と呼ぶ者あり]

○13番（大黒孝行君） 同じことですよ。最初の、組織に対する考え方ですから。今のお話の財政部分が弱かったとか、企画力を。それじゃ、ちょっと私は。

[総務常任委員長 土屋勝利君登壇]

○総務常任委員長（土屋勝利君） 先ほども申しましたように、企画とかそういうあれば、なかなか思うように発揮できなかつたというようなことで、その辺を統一し、今の一括フロアで情報交換を十分にした上で、今後の事業を展開していくということと、それと、今回特に滞納策ということで、今の財政の立て直しをするということで、十分にその力を発揮していただくような体制をとっていったというのが、主な方向でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

1番。

○1番（沢登英信君） 今回の機構改革の大きな柱の一つは、やはり、財政対策といいますか、滞納対策係を設けるというところに、一つの特徴があろうかと思います。  
しかし、係だけで、その体制が全部整うという状態では、恐らくないのだろうと思います。  
下田をきれいにする日というのを設けてですね、市長は奥さん連れて協力してくださって  
いると、こんな話も聞くわけでございます。  
係は必要でございますが、やはり、滞納整理をする日というようなものを決めていただい

て、市長以下全職員でこの滞納整理に当たると、こういうことが必要かと思うわけでございますが、ここら辺の係を設けることと、全職員で協力体制をつくっていくということと、どのようにかみ合わせるような議論がされたのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、やはりこの防災係を市民課にもっていくと。防災も東海地震あるいは、大きな台風や災害に、大変市民の生命、財産を守る大切な仕事であると思うわけですが、やはり防災係も、係だけではなく、一たん急があれば全職員で対応すると、あるいは消防署や海上保安庁や、いろいろな方々の協力体制のもとに災害の克服に当たると、こういうことであろうかと思います。

そういうことから言えば、400万円ものお金をかけてですね、市民課の方に防災係をもつていくためのシステム費用100万円ですか、それから機器に190万円というようなことではなく、現在の防災係の方に市民課をもってくるとか、あるいは、別れたままであっても、実質的には係とは言いながら、一たん急があれば防災課そのものの体制になるわけですので、そのままの所にいてもいいような感じがするわけでございます。

この約300万円からの機構改革に伴う投資が、防災係の体制をより推進するとか前進させるというようなことがあるとすれば、それは結構かと思いますが、委員長の報告ですとそのような効果も見られないと。ただ、機構改革の配置のために400万円の金がかかると、こういうことでは問題が多いのではないかと思います。

そういう意味では、この機構改革は是とするにしましても、この機構改革をどのように配置換えをして、お金を400万円もかけずにですね、この効果を実現あらしめるかということが必要かと思います。

そういう点では、ぜひとも、委員長もきっちり当局に条件をつけてですね、これを実施していただくというような姿勢が必要かと思います。財政再建のこの最中に、機構改革のためにですね、400万円もかけて、しかも2月11日にやられた市民集会から考えますと、とても市民に出せるような内容ではないという具合に考えますが、委員会としてはどのような判断をされたのか、あわせてお尋ねをいたします。

#### 〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） まず、防災関係については、今まで総務の方の管轄内におりましたが、今度は市民課の方へと行くということでございますが、それについて、防災に対してどうしても、いざ起きたときの対応策としては当然、防災係だけではできないということで、全職員また執行部から始まって全職員が出動するというような体制でやっているわ

けですが、今までどおりと、同じということでございました。

それと、その400万円ということは、我々もかかる費用が大変ではないかということでし  
たが、この改革もやって、十分に市民にわかりやすい部門を提供していくという、そういう  
改革をし、そして職員の統一を図っていくということでありますので、これもやむを得ない  
ものではないかというように判断させていただきました。

最後の件については、委員会においては、そういう条件的なものというものは出されなか  
ったのが事実でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） これをもって、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

以上で委員長報告と質疑が終わりました。

これより、各議案について討論・採決を行います。

まず、議第1号 あずさ山の家指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

[1番 沢登英信君登壇]

○1番（沢登英信君） 山の家の指定管理について、反対意見を述べさせていただきます。

皆さん、ご案内のように、山の家は都会とこの下田の農村を結ぶ交流施設として設置をされ、運営をされております。公の施設であります。そして何よりも、地域振興のために運営されてきた施設であると思うわけでございます。この公の施設が、今回の指定管理制度の中では、まさに指定管理料0円ということで、公の施設が一事業者の収益事業のための場所として展開をされるという形が、非常に疑問が深く出されていると思うわけでございます。

この指定に当たりましては当然、地域の方々との今までの山の家の協力体制があつたわけ  
で、それらのものがどのように引き継がれていくのか、また、このような指定管理者制度に  
なるというようなことも、地域の方には全く相談や情報の提供がないまま、今日の指定管理  
者の公募がやられ、今決定をされようとしているわけでございます。

このような経過の中で、地域の人たちの要望を入れる運営をしていくのだと言いましても、  
その保証は全くどこにもないと言えると思うわけでございます。本来の山の家の体験交流施  
設、宿泊施設としての事業展開は、何ら具体的にこういう点で前進をさせるという点は述べ  
られてはず、むしろ、自主事業、収益事業のみの事業展開を当局は評価をして、指定管理を

しようというわけでございます。まさに、公の施設が無償貸与に当たるのではないかというような疑問さえ抱かざるを得ないような事態になっていると思うわけでございます。

また、このような指定管理に経過の中では、振興公社が長年努力してきました地域と地域の人々との事業展開は、この時点で残念ながら切り捨てられてしまうという結果になると思うわけでございます。

しかも、公社の指導管理は当然、市が100%の基金を出し、設立した組織でございますので監督指導責任がある。つい先日までは、市長、助役がその理事長であり、理事であったにもかかわらず、理事会も開かれずに、指定管理の案件が提案され、決定がされていく、こういう経過になっていようかと思います。

さらに、その認定の仕方も、規則に従い8項目の認定をすると言いながら、既に指定管理につきましては、ハリスの足湯やあるいはプールやいろいろな指定が、公社やその他の地域の人たちへの指定が進められてきているわけございますが、それらの基準とは違う特別な基準を山の家のみに当てはめて、具体的には指定管理料の100点。どう考えても、既に実施をしていないわけですから、100点というような点数はつけられるはずがないにもかかわらず、100点と仮定しほかの2社と比較をするというような恣意的な比較をしているわけでございます。

基準が規則で決められている限り、どの1社であろうと何であろうと、同じ基準でそれを評定していく。そして一定基準以下のものであれば、1社の指定管理であってもそれは指定しない、次の業者を待つと、こういう姿勢が当然必要であろうかと思いますが、3社のうちのどれか1社のみを指定をするのだということが前提として決められて、この評点がつけられた。まさに不公平な評点の仕方であるということも、審議の中で明らかにされていくようかと思います。

さらに、一番大きな問題は、自主事業の展開に資本投資を認めるということでございます。本会議の質問の中では、それらの資本投資されたものは、すべて市に寄附されるので、返還される時点で何らそのような争いは起きない、このように助役は答弁したにもかかわらず、委員会の審議の中ではそうではないと、協議をして投資はされますと、それは、きっちりした業者の権利がそこに発生をすると、公の施設と私の施設との権利関係に問題が出てくるということも、この審議の中で明らかにされたと思うわけでございます。

このような状態の中で、本来の趣旨、山の家の本来のあるべき趣旨、またこの選定の仕方、今後に残すこの投資の問題、すべての面から反対をせざるを得ないような、再度審議をし、

きっちりとした改正を考え直す必要のある契約になると、指定管理になるとと思わざるを得ないわけでございます。

以上の理由によりまして、反対をいたします。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番。

[6番 渡辺哲也君登壇]

○6番（渡辺哲也君） 賛成者として、賛成討論をさせていただきます。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を目的としています。

今回、募集に当たりましては、指定管理者が行う業務の範囲、内容などを7項目にもわたるきめ細かな使用基準を設けての募集であり、また、選定に当たっては、下田市公の施設の指定管理者の選定委員会を設置し、助役が委員長となり、7名の委員で8項目の審査基準に沿って1項目ずつ検討を重ね、また、理解のできない事項については直接候補者とのヒアリングをするなどして、慎重なおかつ公平な審査を行ったと、選定委員長の説明を受けました。

その結果、指定料0円を掲げ、自主事業展開において施設管理運営を捻出し、施設の活性化と地域住民の雇用の場を捻出するという高い志が、株式会社栄協メンテナンスに見受けられたこと、また、下田市の財政危機を考えますと、あざさ山の家の指定管理者に株式会社栄協メンテナンスを選定したことに、私は賛成するものであります。

○議長（森 温繁君） 次に、反対意見の発言を許します。

これをもって、討論を終わります。

本案は、起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第1号 あざさ山の家指定管理者の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第2号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

14番。

[14番 増田榮策君登壇]

○14番（増田榮策君） 議第2号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について  
反対いたします。

反対理由でございます。まず、この機構改革のことを詳細に検討しますと、提案されたものは12課から13課へ、2室から1室へ、そして42係から38係へ、3担当から4担当、これがざっと機構改革の内容でございます。

ところが、この機構改革に伴って、防災関係の機器の移動やコンピューターの配線に伴うシステムの移動、印刷物それから看板、こういったもので400万円も経費がかかるわけでございます。

去る11日のこの下田市の財政状況の説明会が下田市民会館で行われました。そのとき、市当局の説明によりましても、この下田市の財政の状況は危機的状況であると、こういうふうに表明しているわけでございます。平成18年から平成22年まで、およそこの5年間に約43億円余、お金が足りないと言っているわけでございます。これを年間平均にしますと、約8億6,000万円も不足するわけでございます。

そういう中で、職員からも給料を減額しろ、こういう交渉が行われて少なくされたわけでございます。そういう中で、この機構改革に、本来ならば行政としては市民には負担を求めながら、財政危機と言いながら、この内部の中で創意工夫もなく、ただの名前を変えただけで、機器の移動だけで400万円使っていのでしょうか、本当に。

議員の皆さん、ここを真剣に考えていただきたいのです。

我々は、議員というのはチェック機能でございます。この市民の前に、片方では財政危機言いながら、片方では創意工夫しないで名前を変え、いすを変え、看板を変え、機器を変えたからといって、今400万円出せる状態なのでしょうか。私はこの点について、甚だ疑問を考えるわけでございます。

市民にその財政の負担を押しつける前に、市の職員、当局一丸となって、1円でも経費を削減するのが、今の下田市役所に求められる責任ではないでしょうか。私はそういうふうに考えます。よって、この議案について反対するわけでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

[7番 中村 明君登壇]

○7番（中村 明君） 賛成する者の意見として、意見を述べさせてもらいます。

今回の下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、私個人の考え方としては、確かに今この時期、経費的に400万円かかるのが痛いことは、十分承知しております。ただし、先ほどある議員が申し上げましたとおり、今の行政改革をする上において、課の設置、新設はやむを得ないものと思うのであります。

それはなぜかと申しますと、いわゆる我々議員並びにプロの当局が考えた末のこの課の設置であり、

[発言する者あり]

○7番（中村 明君） いや、議員は委員会で十分質疑をし、これを賛成したわけですから、我々も責任はあります。

[発言する者あり]

○7番（中村 明君） あります。ですから、私は思うに、行政改革をしていく上でのやむを得ない機構改革だと思いますので、確かに経費的には400万円、それがかかるのは今の時期大変だとは思いますが、今後将来的なことを考えれば、金額の問題ではないのではないかと思うのであります。

この結果が、あと何年後かに出てくるものと私個人は考えるであります。よって、この条例の改正につきましては、賛成でございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） これをもって、討論を終わります。

本案は、起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第2号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

---

○議長（森 温繁君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成18年2月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時41分閉会